

山梨県行政評価アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 「行政評価の実施に関する要綱」(平成20年4月15日制定)第7(2)に基づき、県の施策・事業を対象に実施する行政評価において、評価の客観性、透明性を高めるとともに、専門的立場からの意見を聴くため、山梨県行政評価アドバイザー会議(以下「アドバイザー会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議は次の事項について調査し、意見を県に提出する。

- (1) 外部評価に関すること。
- (2) 行政評価制度の改善に関すること。
- (3) その他行政評価に関すること。

(組織)

第3条 アドバイザー会議は、学識経験者等優れた識見を有する者のうちから、総合政策部長が委嘱するアドバイザー3名をもって構成する。

2 アドバイザーの任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、アドバイザーが欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 アドバイザー会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、アドバイザーの互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名する者をもってあてる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 アドバイザー会議は会長が招集する。

- 2 会議は原則として公開する。
- 3 会長は、必要があると判断した場合には、調査結果をとりまとめ、提言等を行うことができる。

(事業及び評価内容の調査)

第6条 アドバイザーは、県が作成する行政評価調書及びその付属資料等により専門的見地から行政評価の内容調査等を行う。

2 アドバイザーは、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月18日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

山梨県行政評価アドバイザー名簿

	(氏名)	(役職等)
会長	小口 一策 氏	中小企業診断士
副会長	五味 さち子 氏	税理士
	諸平 あゆみ 氏	民間企業役員

任期：平成27年5月11日～平成29年3月31日